

令和8年2月定例会

教育産業委員会資料  
( 産業振興部 )



## 秋田市商工業振興条例の一部改正について

### 1 改正内容

秋田市商工業振興条例に基づく優遇措置のうち、環境整備助成金を廃止するものとし、1年間の周知期間を設けるため、施行日は令和9年4月1日とする。

### 2 環境整備助成金の概要

本助成金は、工場等の新增設に伴い操業促進助成金又は市内企業競争力強化助成金に該当した場合に限り適用となるもので、緑化事業や福利施設、公害防止施設、新エネルギー設備、省エネルギー設備の整備費用に対して、対象経費の50%（上限2千万円）を助成するものである。

※直近5か年の交付実績

R 7 (見込み)	2 件	4,000万円
R 6	2 件	2,173万円
R 5	3 件	5,654万円
R 4	5 件	6,126万円
R 3	4 件	6,851万円

### 3 改正の経緯

令和8年度には事業所税の課税要件喪失などの影響により、大幅な歳入の減少が見込まれることや、SDGsの国連採択から10年が経過し、企業活動における環境へ配慮した取組が浸透してきたことなどにより、行政経営会議や予算編成等で各種事業の見直しを検討した結果、本助成金を廃止する方針とした。

### 4 その他制度見直し（同条例施行規則の改正）

- ・用地取得助成金について、さらなる投資拡大や雇用創出を図るため、投下固定資産総額および常時使用する従業員の数に応じた交付率を見直しする。
- ・雇用促進助成金について、県外からの転入者を雇用した場合に加算する。

秋田市商工業振興条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (助成金の交付)</p> <p>第4条 市長は、認定事業者に対し、予算の範囲以内で次に掲げる助成金を交付することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (助成金の交付)</p> <p>第4条 市長は、認定事業者に対し、予算の範囲以内で次に掲げる助成金を交付することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 環境整備助成金</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市森林等の火入れに関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第10条 (略) (火入れの中止)</p> <p>第11条 火入者および火入責任者は、火入れの許可期間中であっても、<u>暴風特別警報、暴風警報、強風注意報もしくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報もしくは林野火災に関する注意報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に、<u>風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合、暴風特別警報、暴風警報、強風注意報もしくは乾燥注意報が発表された場合又は火災警報もしくは林野火災に関する注意報が発令された場合</u>には、速やかに消火しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (略) (火入れの中止)</p> <p>第11条 火入者および火入責任者は、火入れの許可期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には</u>、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に<u>風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報もしくは火災警報が発令されたとき</u>には、速やかに消火しなければならない。</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市公設地方卸売市場業務条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第40条 (略)</p> <p><u>(開設者による指定飲食料品等の公表)</u></p> <p><u>第40条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。次号および第3号において「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第40条 (略)</p> <p>以下 (略)</p>

## 第7次秋田市農林水産業・農村振興基本計画（最終案）について

今年度、策定を進めてきた第7次秋田市農林水産業・農村振興基本計画（以下「第7次計画」という。）について、計画案に対するパブリックコメントや市民100人会からの意見を踏まえ秋田市農林水産業振興戦略会議において検討し、最終案を作成した。3月下旬に公表予定。

### 1 第7次計画の概要

第7次計画は、第15次秋田市総合計画の農林水産業・農村分野の基本計画とし、各種施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけるもの

#### (1) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間（次期総合計画と合わせる。）

#### (2) 第7次計画の基本方針

基本理念 将来にわたり持続可能な農林水産業

基本目標1 未来につながる持続的な農林水産業の実現

基本目標2 安全・安心な食料供給体制の確立とアグリビジネスの促進

基本目標3 潤いとやすらぎのある豊かな農村の形成

### 2 案に対する意見聴取（パブリックコメント・市民100人会）

#### (1) 実施期間

令和7年12月19日から令和8年1月19日まで

#### (2) 意見数

8件（2名）

#### (3) 主な意見の概要

- ・目指す成果の「地場産品の直売活動による販売額」と「アグリビジネス事業体の販売額」の現況値について、基準となる年度を統一してはどうか。
- ・野菜の生産拡大や花きの出荷量確保に向けた取り組みについて、できる限りの支援策を講じ、生産者を支えてもらいたい。
- ・サキホコレ等市場価値の高い米の生産拡大に努めるほか、業務用需要を含めた多様な米づくりの推進をしていくべきである。
- ・米農家の収益拡大に、米粉を使った食品開発・輸出拡大を推進してはどうか。
- ・市長やJA秋田の方々のトップセールスは、今後も続けてもらいたい。
- ・「暮らしを守る森づくりの基盤整備」を進める上で、水田の管理・維持も重要な役割を果たすことを明記する必要がある。
- ・「有害鳥獣に対する被害防除の強化」について、空き家へ熊などの有害獣が身を隠したり新たな住処とするリスクがあるため、住宅政策課や各地域の町内会等と連携しながら、被害防除策に努めるべきと考える。

## 第3次秋田市中心企業振興指針（最終案）について

今年度、策定を進めてきた第3次秋田市中心企業振興指針（以下「第3次指針」という。）について、案に対する意見聴取（パブリックコメント）を踏まえ秋田市中心企業振興推進会議において最終的な検討を実施し、最終案を作成した。

3月下旬に公表する予定である。

### 1 第3次指針の概要

第3次指針は、これまでと同様の3章構成とし、次期総合計画を反映させるとともに近年重要視されているキーワードを追加したほか中小企業の施策の方向や取組について定めている。

#### (1) 指針の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間（次期総合計画と合わせる）。

#### (2) 第3次指針の構成

第1章 指針策定の趣旨…秋田市中心企業振興基本条例および指針の概要、期間

第2章 指針のポイント…市内中小企業の現状と課題、基本方針と施策のポイント

第3章 施策の方向性……基本方針ごとの取組を記載

※体系表については次ページに記載

### 2 案に対する意見聴取（パブリックコメント）

#### (1) 実施期間

令和7年12月19日から令和8年1月19日まで

#### (2) 意見数

4件（1名）

#### (3) 意見の概要

- ・危機管理の視点から「BCP（事業継続計画）」策定推進を加えてはどうか。
- ・新市場の開拓を目的とした「商談会への参加促進」および「企業取引の拡大」について、「秋田港を活用した貿易振興」と整理してはどうか。
- ・競争力の強化を図るため「DX推進」を柱の一つとして独立させてはどうか。
- ・人材育成に関して「DX人材」の育成を加えてはどうか。

【参考】第3次指針（最終案）体系表

※下線部は案からの変更点を示す。

基本方針	取組
1 経営基盤の強化を図ること	1 融資あっせん制度等による資金供給 2 経営基盤の強化に向けた相談・支援体制の整備 3 事業承継の支援
2 新たな市場の開拓等を図ること	1 国内外における商談会への参加促進 2 新市場および販路の開拓や企業取引の拡大
3 製品又は役務の価値の増加による競争力の強化を図ること	1 設備投資の促進 2 企業連携および産学官連携の推進
4 新たな事業の創出の促進を図ること	1 創業の促進 2 創業機運の醸成や起業家交流の促進 3 第二創業や新分野進出など事業拡大の促進
5 地域の特性に応じた事業活動の促進を図ること	1 商店街の振興 2 農商工連携、アグリビジネスの推進 3 地域資源を活用した商品開発や技術継承の促進 4 観光とインバウンドによる交流促進 5 スポーツ・文化資源の活用による交流促進 6 秋田港を活用した貿易振興
6 人材の育成および確保を図ること	1 新規学卒者やAターン希望者の市内就職促進 2 地元定着の促進と賃金水準の向上 3 リスキリングやリカレント教育の推進 4 多様な人材の活躍促進
7 小規模企業者に必要な支援を行うこと	1 自走化に必要な支援

## 北部地区再生可能エネルギー工業団地の基本計画策定について

### 1 事業目的

現在本市では、分譲可能な産業用地が不足していることから、洋上風力発電等の豊富な再生可能エネルギーを有する本市の優位性を活かすとともに、新たな産業活動による雇用の創出と産業振興に繋げるため、工業団地の整備を進めることとしている。

この工業団地の整備に向けて、造成規模や事業エリアなどの諸要件を定めた「北部地区再生可能エネルギー工業団地整備基本計画」を今般策定したものの。

### 2 基本計画（概要版）の構成について

#### (1) はじめに（P 1）

基本計画策定の背景について

#### (2) 計画地の概要（P 2～P 9）

計画地の位置や上位・関連計画における計画地の位置づけ、地形・土地利用法規制等の与条件について

#### (3) 整備規模と整備範囲（P 10～P 11）

工業団地の開発面積や分譲面積等について

#### (4) 電力供給方法の整理（P 12～P 14）

工業団地への再エネ供給方法について

#### (5) 概略的な土地利用計画（P 15～P 16）

工業団地周辺の交通網や土地利用計画図について

#### (6) 概算事業費（P 17）

#### (7) 概算スケジュール（P 17）

### 3 基本計画のポイント

#### (1) 整備規模について（P 10～P 11）

計画地は約 73 ha の面積があり、そのほとんどが保安林であることから、35 % の残置森林を確保する必要がある。また、西側の津波災害警戒区域を避けつつ、分譲面積を最大化させるように整備規模の検討を行い、約 25 ha の分譲面積の確保を目指すこととした。

#### (2) 土地利用計画図（案）の作成について（P 15～P 16）

(1) の整備規模を踏まえ、分譲地や道路、残置森林、防災調整池等を配置した土地利用計画図（案）を作成した。

なお、当該工業団地に隣接する県の下新城地区工業団地内の幹線道路および秋田港アクセス道路に接続する道路を市が新たに整備することで、工業団地内における物流力の強化を図る。

### (3) 概算事業費と概算スケジュール (P17)

現段階での本事業の概算事業費（税抜）は、合計で 31 億～36 億円となる見込みである。

また、概算スケジュールとして、令和 8～9 年度に測量・地質調査、設計業務、保安林解除手続き等の法規制関係の協議を行い、令和 10 年度に造成工事開始、令和 12 年度の分譲開始を目指している。

## 秋田市新エネルギービジョンの改訂について

### 1 背景・目的

国では「第7次エネルギー基本計画」を改訂し、再エネ主力電源化に向け、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を4割～5割とする目標を新たに設定した。

また、新たに「GX2040ビジョン」を策定し、クリーンエネルギーが豊富な地域に大量のクリーンエネルギーを必要とするデータセンター等を誘導する「GX産業立地」などの取組により、地域の経済活性化と産業構造転換を一体的に促進するといった方針が示された。

これに加え、昨年発生した市内での風車ブレード落下事故について、事故原因が明らかになり、国における対応方針について一定の方向性が示されたところである。

こうした状況の変化を受け、本市が令和6年3月に策定した「秋田市新エネルギービジョン」を一部改訂することとしたもの。

### 2 主な改訂内容

#### (1) 本市を取巻くエネルギー施策の状況(第2章 P7～)」

国のエネルギー関連計画を最新の内容とした。

#### (2) 主な取組(第3章 P30～)

- ・浮体式洋上風力発電の導入促進(P36)
- ・風車ブレード落下事故を踏まえた風力発電事業における安全の確保(P40)
- ・北部地区再生可能エネルギー工業団地の整備等(P58)

#### (3) 新エネルギーを活用した主な取組(P72～)

北部地区再生可能エネルギー工業団地」に関する取組を追記し、「秋田市外旭川地区まちづくり」に関する内容を削除したもの。

### 3 今後のスケジュール

3月18日 再生可能エネルギー推進検討委員会(第4回)にて報告

3月下旬 ビジョン(改訂版)公表

## 男鹿市・潟上市・秋田市沖洋上風力発電事業における基金の配分について

### 1 基金の概要

再エネ海域利用法に基づく公募占用指針（協議会意見とりまとめ）において、「選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等を行うこと」とされている。

基金は、発電設備出力(kW)の規模にkWあたりの単価(250円)と公募占用計画の最大認定期間(30年)を乗じた額を目安とすることとされており、総額は約23.6億円である。

### 2 基金配分の協議状況

#### (1) 個別調整会議（令和6年3月～）

男鹿市、潟上市、秋田市、発電事業者により随時、協議を実施した。

#### (2) 地域振興策・漁業振興策検討のための関係者会議（令和6年9月～）

3市および漁協組合長各地区運営委員長、内水面関係者により必要事項を随時、協議し、意見調整を行った。

#### (3) 共生策検討委員会（令和8年2月6日）

上記(1)、(2)の協議内容を踏まえ、3市および漁協組合長各地区運営委員長、内水面関係者により協議された事項を決議した。

#### (4) 法定協議会（令和8年2月25日）

3市長、漁協組合長、各地区運営委員長、国、県、学識経験者により構成される法定協議会において、上記(3)での決議事項を報告した。

### 3 法定協議会で報告された基金配分比率等

#### (1) 基金配分比率

本案件における基金配分については、次のように配分することで合意した。

**漁業振興策：地域振興策(行政施策) = 7 : 3**

#### (2) 内水面漁業者への出捐

内水面漁業者については「漁業振興策(全体の7割)」から出捐する。

#### (3) 今後の協議事項

地域振興策の3市間の配分割合について継続して協議を行うとともに、令和8年11月の基金の初回出捐までに各主体が実施する振興策を決定する。

→協議結果を、令和8年度内に開催される共生策検討会議にて報告する予定。

## 卸売市場の再整備について

### 1 事業パートナー提案への対応

#### (1) これまでの経緯

卸売市場の再整備については、事業費の縮減を図るため、再整備手法の見直しの検討を進めてきたところである。

本年1月に外旭川地区まちづくりの事業パートナーであるイオンタウン(株)から卸売市場を北側農地に移転整備する提案があり、「民間事業者が市場施設を整備して秋田市が賃借する」又は「秋田市が用地取得して市場施設を整備する」という内容であったため、同社の提案内容の精査、比較検討を行うこととした。

#### (2) 市場内事業者との調整

市場内事業者に対しては、1月23日に市場内検討会議を開催し、同月22日の総務委員会教育産業委員会連合審査会と同様の説明を行い、意見交換を行った。

(主な意見)

- ・スケジュール感や市場内事業者のメリットがわからない
- ・現地再整備よりも事業費が掛かり増しするのではないか

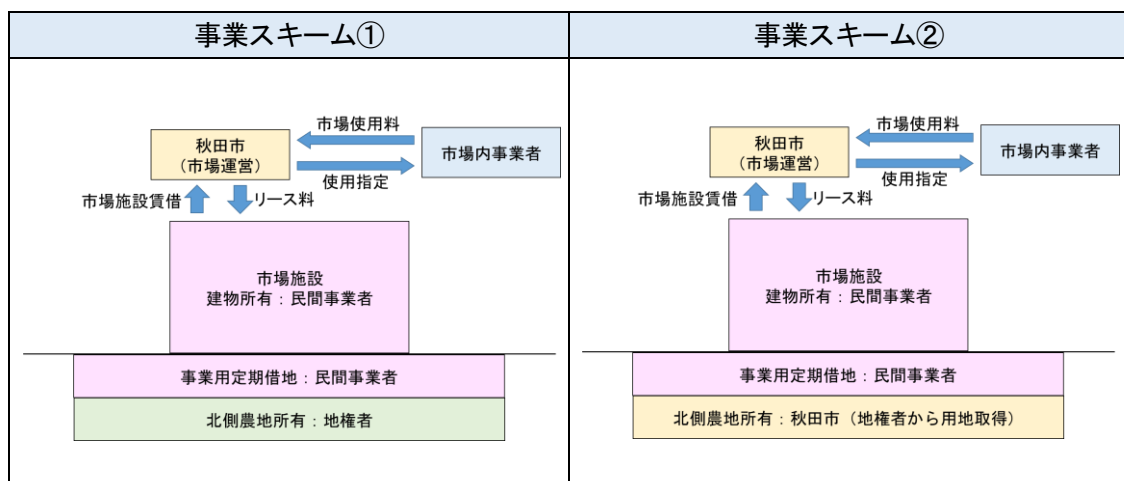
### 2 提案内容の精査、比較検討

#### (1) 提案内容

事業パートナーから提案があった卸売市場の北側農地移転整備案（イオン提案）について、同社と協議しながら、3つの事業スキームの精査および現敷地での整備（案4）も含めた比較検討を行った。

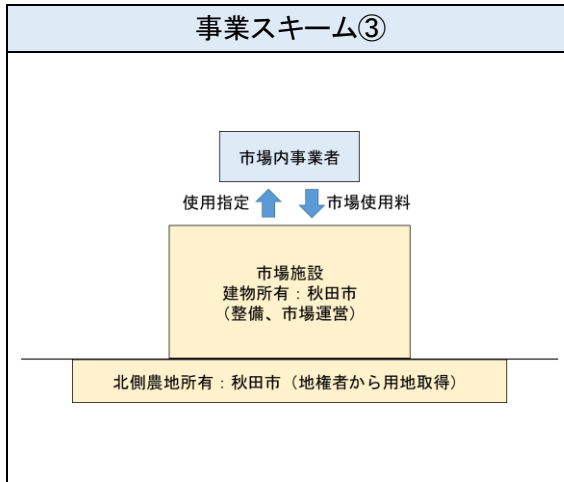
#### 提案1 民間事業者が市場施設を整備して秋田市が賃借する場合

- ・事業スキーム① 北側農地を民間事業者が賃借して市場施設を整備し、秋田市が建物を賃借（リース）する
- ・事業スキーム② 秋田市が取得した北側農地を民間事業者が賃借して市場施設を整備し、秋田市が建物を賃借（リース）する



**提案2** 秋田市が用地取得して市場施設を整備する場合

- ・事業スキーム③ 北側農地を秋田市が取得し、市場施設を整備する



(2) 施設規模と市場使用料（全スキーム共通）

ア 施設規模（延べ面積）の比較

単位：m<sup>2</sup>

	青果棟	水産棟	花き棟	管理棟	物流棟	合計
イオン提案	7,000	5,000	2,500	3,300	1,300	19,100
案4	6,684	4,707	3,537	2,330	1,334	18,592

イ 市場使用料の比較

	使用料(年額)	倍率(R4年度比)
イオン提案	約223,400千円	1.47倍
案4	約223,400千円	1.47倍

(3) 市場敷地の比較

単位：坪

事業スキーム	①	②	③	案4
敷地面積	15,000※1	15,000※1	20,000	30,000

※1 ①・②は、20,000坪のうち5,000坪を民間活用用地としている

(4) 市の財政負担の比較（30年間）

事業スキーム	①	②	③	案4
支出	395.5億円	381.3億円	278.3億円	209.7億円
収入	159.3億円	159.3億円	157.5億円	88.6億円
市負担額	236.2億円	222.0億円	120.8億円	121.1億円

(5) 活用可能な財源の比較

事業スキーム	①	②	③	案4
交付金	不可	不可	可	可
市債(卸売市場整備債)	不可	用地のみ可	可	可

## (6) ライフサイクルコスト（LCC）の比較

- ・提案の移転整備は新築であり、建物自体の耐用年数は50～60年であるが、一般的には30年後に設備や外壁等の大規模な改修が必要となる。
- ・現敷地での整備（案4）は、主な施設を改修して継続使用するため、建設から80年以上が経過する30年後は、建て替えを行う必要がある。

## (7) 想定スケジュール

令和8年6月 再整備手法の決定（予定）  
令和9年3月 再整備基本計画改定版の策定（予定）  
令和9年度 用地取得（事業スキーム②、③の場合）  
要求水準書等作成業務

令和10年度 事業着手  
令和13年度 新市場での営業開始

※現敷地での整備（案4）は令和14年度の全面供用開始を想定

## 3 令和4年度の課題への対応

令和4年度の「卸売市場再整備基本構想」を策定する段階において、北側農地移転整備には、「用地の取得」、「造成工事やインフラ工事が必要となることによる工事費の掛かり増しと工事の長期化」という課題があったほか、市場内事業者が現敷地での再整備を希望していたことを踏まえ、現市場敷地内でのローリング方式による再整備を選択しているため、当時の課題等への対応策とその実現性の精査を行った。

### (1) 用地取得の事務手続

- ・地権者との調整は事業パートナーが対応する。（※用地取得に必要な用地測量や不動産鑑定業務の実施主体については要協議）
- ・用地を適正価格で取得できるよう、事業パートナーが合意形成を図る。

### (2) 造成工事、インフラ工事のコスト・工期への影響

- ・造成工事費、インフラ工事費の掛かり増しは10～14億円と想定しているが、現市場敷地（約140,000㎡）を事業パートナーが255,600千円／年で賃借することにより、市の財政負担を軽減する。
- ・造成工事の想定工期12～18か月、建築工事の想定工期18～24か月としており、ローリングにより現敷地で整備する場合の想定工期43か月からの短縮が可能である。

### (3) 市場内事業者のメリット

- ・現市場施設で営業を継続しながら整備が可能であり、工事動線と物流動線の干渉などの制約が生じない。
- ・観光集客商業エリアと連携したPR活動により、県産品の販路拡大が期待できる。
- ・マルシェ（場外市場）等において、卸売市場で取り扱う生鮮食料品を販売することにより、取引量の増加が見込まれる。
- ・隣接する物流施設との連携により、卸売市場の物流機能の強化が期待できる。

#### 4 現時点でのまとめ

令和4年度に北側農地移転整備の課題とした項目については、概ね現実的な対応策が示されているが、事業スキーム①・②は30年間の市の財政負担額が大きく、実現性が低いと考えられるため、事業スキーム③と現敷地での整備（案4）に絞り込み、さらに詳細に内容の精査や比較検討を行いたいと考えている。

また、事業の実現には、市場内事業者や地権者との合意形成が必須であり、結論を出すまでには一定の調整期間を要する。

##### (1) 事業スキームの総合比較

事業スキーム	①	②	③	案4
財政負担額	大	中	小	小
財源の確保	×	△	○	○
工期短縮	○	○	○	×
ライフサイクルコスト (30年後以降)	△ 大規模改修が必要			×
長期安定利用	×	△	○	×
	施設維持に課題	土地の安定利用	将来にわたる施設維持が可能	
民間ノウハウ	○ 自由度が高い提案が可能		△ 限定的(PFIにより補完が可能)	
総合評価	×	×	○	○

##### (2) 今後の検討課題

- ・整備費は、事業パートナーが設定した条件（鉄骨造平屋建て、延べ面積約19,000㎡、一部温度管理）により積算しているため、規模や仕様、機能向上のあり方など、市場内事業者と協議が必要である。
- ・整備費の積算精度については、現敷地での整備（案4）と異なり、市の要求する性能や仕様が明確になっていないことから、さらなる精査が必要である。
- ・現市場敷地での再整備よりも敷地面積が狭くなることから、物流動線や市場運営に支障がないか検討が必要である。
- ・造成工事については、軟弱地盤解析に基づいて工法の選定や周辺農地への影響を検証する必要があるため、造成工事費が増加する可能性がある。